

交渉の議事要旨

【開催日時】

令和7年9月9日（火） 15時30分～16時26分（56分間）

【開催場所】

函館開発建設部 2階会議室

【出席者】

当局（函館開発建設部）

赤川 裕志（部長）

亀谷 隆弘（次長（総務））

山内 聡（総務課長）

職員団体（全北海道開発局労働組合函館支部）

佐藤 豪（執行委員長）

河江 亮一（書記長）

花巻 俊平（執行委員）

【議題】

「2026年度勤務条件改善に関する要求書」

超過勤務の縮減について

職員の健康安全管理について

【要求書に対する回答】

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答（※別紙のとおり）

【発言概要】

（職員団体）

春闘以降の超過勤務について、特例超過勤務の実態を確認したい。また、2ヶ月以上連続した職員はいるか。

(当局)

春闘以降、特例超過勤務の対象となった職員はおり、そのうち最高で2ヶ月連続となった職員がいた。

(職員団体)

2ヶ月以上連続した職員の超過勤務の理由は把握しているか。業務の平準化に向けて、どのように対応しているのか。

(当局)

超過勤務の理由は把握しており、管理者としても業務分担の見直しや応援体制といった業務の効率化・平準化について検討や対策を行っている。引き続き管理者を指導していきたい。

(職員団体)

一般定期健康診断や、人間ドック等で再検査になった人について、どのような対応を行っているのか。

(当局)

再検査に該当した職員に対しては、健康管理主任者から受診の勧奨を行っている。引き続き、職員の健康管理について管理者を指導していきたい。

※文責は函館開発建設部当局（相手方未確認。今後修正があり得る。）

交渉議題に係る回答

1. 超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意し、勤務間インターバルの確保やきめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

2. 職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、毎年度策定する「健康安全管理計画」に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全の確保を図っているところである。

令和7年度の計画においては、引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策等、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止を重点に取り組むこととしている。また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

心の健康づくりについては、引き続き、ストレスチェックやメンタルヘルス教育の実施により心の不健康な状態の未然防止に取り組むとともに、健康管理医（精神科医）やカウンセラーによる心の健康相談を実施する。職員の職場復帰に当たっては、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく。